

粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

○粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第四章 管理（<u>第十七条―第二十四条の二</u>）</p> <p>第六条 事業者は、特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う坑内作業場（<u>ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものを除く。</u>）については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。</p> <p>第六条の二 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場（<u>ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。次条において同じ。</u>）については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。</p> <p>第六条の三 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場について、半月以内ごとに一回、定期に、空气中の粉じんの濃度を測定しなければならない。ただし、ずい道等の長さが短いこと等により、空气中の粉じんの濃度の測定が著しく困難である場合は、この限りでない。</p>	<p>目次</p> <p>第四章 管理（<u>第十七条―第二十四条</u>）</p> <p>第六条 事業者は、特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う坑内作業場については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。</p>

第六条の四 事業者は、前条の規定による空气中の粉じんの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならない。

(臨時の粉じん作業を行う場合等の適用除外)

第七条 第四条及び前三条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該特定粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具(別表第三第一号の二又は第二号の二に掲げる作業に労働者を従事させる場合にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。)を使用させたときは、適用しない。

一 臨時の特定粉じん作業を行う場合

二 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業を行う期間が短い場合

三 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業を行う時間が短い場合

2 第五条から前条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具(別表第三第三号の二に掲げる作業に労働者を従事させる場合にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。)を使用させたときは、適用しない。

一 臨時の粉じん作業であつて、特定粉じん作業以外のものを行う場合

二 同一の作業場において特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う期間が短い場合

三 同一の作業場において特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う時間が短い場合

(発破終了後の措置)

第二十四条の二 事業者は、ずい道等の内部において、ずい道等の建

(臨時の粉じん作業を行う場合等の適用除外)

第七条 第四条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該特定粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させたときは、適用しない。

一 臨時の特定粉じん作業を行う場合

二 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業を行う期間が短い場合

三 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じん作業を行う時間が短い場合

2 前二条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させたときは、適用しない。

一 臨時の粉じん作業であつて、特定粉じん作業以外のものを行う場合

二 同一の作業場において特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う期間が短い場合

三 同一の作業場において特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う時間が短い場合

設の作業のうち、発破の作業を行つたときは、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ、発破をした箇所に労働者を近寄らせてはならない。

(呼吸用保護具の使用)

第二十七条 事業者は、別表第三に掲げる作業(次項に規定する作業を除く。)に労働者を従事させる場合(第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。)にあつては、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具(別表第三第五号に掲げる作業に労働者を従事させる場合にあつては、送気マスク又は空気呼吸器に限る。)を使用させなければならない。ただし、粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備の設置等の措置であつて、当該作業に係る粉じんの発散を防止するために有効なものを講じたときは、この限りでない。

2| 事業者は、別表第三第一号の二、第二号の二又は第三号の二に掲げる作業に労働者を従事させる場合(第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。)にあつては、当該作業に従事する労働者に電動ファン付き呼吸用保護具を使用させなければならない。

3| 労働者は、第七条、第八条、第九条第一項、第二十四条第二項ただし書及び前二項の規定により呼吸用保護具の使用を命じられたときは、当該呼吸用保護具を使用しなければならない。

別表第一(第二条、第三条関係)

- 一 鉱物等(湿潤な土石を除く。)を掘削する場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。
- イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業
- ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業

(呼吸用保護具の使用)

第二十七条 事業者は、別表第三に掲げる作業に労働者を従事させる場合(第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。)にあつては、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具(別表第三第五号に掲げる作業に労働者を従事させる場合にあつては、送気マスク又は空気呼吸器に限る。)を使用させなければならない。ただし、粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備の設置等の措置であつて、当該作業に係る粉じんの発散を防止するために有効なものを講じたときは、この限りでない。

2| 労働者は、第七条、第八条、第九条第一項、第二十四条第二項ただし書及び前項の規定により呼吸用保護具の使用を命じられたときは、当該呼吸用保護具を使用しなければならない。

別表第一(第二条関係)

- 一 鉱物等(湿潤な土石を除く。)を掘削する場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。
- イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業
- ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業

一の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業

二 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。）

三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業

三の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

四 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。

五 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）

五の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業

五の三 坑内であつて、第一号から第三号の二まで又は前二号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業

九 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業（第三号、第三号の二、第十六号又は第十八号に掲げる作業を除く。）

二 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。）

三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業

四 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。

ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。

五 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業

五の二 坑内であつて、第一号から第三号まで又は前号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業

九 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業（第三号、第十六号又は第十八号に掲げる作業を除く。）

（

二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業

別表第二(第二条、第四条、第十条、第十一条関係)

- 一 別表第一第一号又は第一号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、坑内の、鉱物等を動力により掘削する箇所
- 二 別表第一第三号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等を動力(手持式動力工具によるものを除く。)により破碎し、粉碎し、又はふるいわけける箇所
- 三 別表第一第三号又は第三号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
- 四 別表第一第三号又は第三号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等をコンベヤー(ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。)へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所(前号に掲げる箇所を除く。)

別表第三(第七条、第二十七条関係)

- 一 別表第一第一号に掲げる作業のうち、坑外において、衝撃式さく岩機を用いて掘削する作業
- 一の二 別表第一第一号の二に掲げる作業のうち、動力を用いて掘削する場所における作業
- 二 別表第一第二号から第三号の二までに掲げる作業のうち、屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)

二の二 別表第一第三号の二に掲げる作業のうち、動力を用いて鉱

二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業。ただし、屋内において、自動溶断し、又は自動溶接する作業を除く。

別表第二(第二条、第四条、第十条、第十一条関係)

- 一 別表第一第一号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、坑内の、鉱物等を動力により掘削する箇所
- 二 別表第一第三号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等を動力(手持式動力工具によるものを除く。)により破碎し、粉碎し、又はふるいわけける箇所
- 三 別表第一第三号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
- 四 別表第一第三号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等をコンベヤー(ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。)へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所(前号に掲げる箇所を除く。)

別表第三(第二十七条関係)

- 一 別表第一第一号に掲げる作業のうち、坑外において、衝撃式さく岩機を用いて掘削する作業
- 二 別表第一第二号又は第三号に掲げる作業のうち、屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業

物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

三 別表第一第五号に掲げる作業

三の二 別表第一第五号の二に掲げる作業

三の三 別表第一第五号の三に掲げる作業

四〇十七(略)

三 別表第一第五号に掲げる作業

三の二 別表第一第五号の二に掲げる作業

四〇十七(略)

改正案	現行
<p>別表（第二条関係）</p> <p>一 土石、岩石又は鉱物（以下「鉱物等」という。）（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業</p> <p>ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業</p> <p>一の二 ずい道等（ずい道及びたて坑以外の坑（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第二条に規定する岩石の採取のためのものを除く。）をいう。以下同じ。）の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を掘削する場所における作業</p> <p>二 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第三号の二、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。）</p> <p>三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業</p> <p>ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業</p> <p>ハ 設備による注水をしながらふるいわける場所における作業</p> <p>三の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等</p>	<p>別表（第二条関係）</p> <p>一 土石、岩石又は鉱物（以下「鉱物等」という。）（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業</p> <p>ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業</p> <p>二 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。）</p> <p>三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。</p> <p>イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業</p> <p>ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業</p> <p>ハ 設備による注水をしながらふるいわける場所における作業</p>

を積み込み、又は積み卸す場所における作業

四 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。
ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を
除く。

五 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉
を散布する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）

五の二 ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンク
リート等を吹き付ける場所における作業

五の三 坑内であつて、第一号から第三号の二まで又は前二号に規
定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又はたい
積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補
修する作業

九 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは
炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所にお
ける作業（第三号、第三号の二、第十六号又は第十八号に掲げる
作業を除く。）

二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、
金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングす
る作業

様式第八号（略）

四 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。

ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を
除く。

五 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉
を散布する場所における作業

五の二 坑内であつて、第一号から第三号まで又は前号に規定する
場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又はたい積した
機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する
作業

九 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは
炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所にお
ける作業（第三号、第十六号又は第十八号に掲げる作業を除く。）

二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、
金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングす
る作業。ただし、屋内において、自動溶断し、又は自動溶接する
作業を除く。

様式第八号（略）

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>様式第八号（第五十四条関係）(2) (四頁) (略) (五頁) (略)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>様式第八号（第五十四条関係）(2) (四頁) (略) (五頁) (略)</p>